

9 川 総 行 推 第 29 号
9 川 総 人 第 99 号
平成 9 年 6 月 9 日 市長 決 裁

附属機関等の設置等に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、執行機関（市長及び教育委員会）の附属機関及び懇談会（以下「附属機関等」という。）の設置等について、準拠すべき基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「附属機関」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例により設置するものをいう。

2 この要綱において、「懇談会」とは、法律又は条例の規定に基づかず、市が抱える個別具体的な課題等に対し、専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として、要綱等により開催するものをいう。ただし、次に掲げるものについては、この要綱の対象から除外する。

- (1) 市職員のみを構成員としたもの
- (2) 複数の関係者が共同して事業等を推進するにあたり、事業実施者、関係団体の代表者、一定の専門性を有し事業に関わる者等が、情報共有、意見調整、実施方針や実施手法の確認などを行うため、関係者間の連絡調整の場として開催するもの
- (3) イベントを開催するにあたり関係者間で組織される実行委員会等で市

の機関内部に事務局が置かれているもの

(4) 自治体、関係機関等の団体が構成員となり組織され、会員の会費により運営されている会議等で、市の機関内部に事務局が置かれているもの

(5) 会議等の運営を市民が主体となっていて行っている市民（住民）組織的な性格を有するもので、その事務局のみが市の機関内部に置かれているもの

(6) その他この要綱の対象とすることが不適当なもの

3 この要綱において、「附属機関等に準ずるもの」とは、執行機関を除く公営企業管理者が設置する附属機関等に類似したものをいう。

（附属機関の設置）

第3条 附属機関の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 附属機関の所掌事務は、設置目的及び審議事項が類似する附属機関の設置を防ぐため、できるだけ広範囲のものとし、その運営に当たっては、部会を設置して弾力的、機能的な運営を図るものとする。

(2) 附属機関の設置については、行政の簡素・効率化、行政責任の明確化の見地から真に必要なものに限るものとする。

(3) 附属機関の委員の数は、20人以内とする。ただし、法律又はこれに基づく命令（以下「法令」という。）に定めがあるなど特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

（懇談会の開催）

第4条 懇談会の開催に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 懇談会は、あくまで委員からの個別意見の聴取の場であるため、定足数や議決方法は定めず、委員の意見を集約し市に対して報告、答申、提言等を行うなどの附属機関の役割や機能を有しないものとする。

- (2) 懇談会の開催については、できるだけ開催期間を定め、他の意見聴取の手段では対応することが困難であるなど真に必要なものに限るものとする。
- (3) 懇談会の委員の数は、10 人以内とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (4) 懇談会の名称には、審議会、協議会、審査会、調査会又は委員会など附属機関と紛らわしい表現は用いないものとする。

(附属機関等の委員の選任)

第 5 条 附属機関等の委員の選任については、当該附属機関等の設置又は開催目的を踏まえて、次の事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関等の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任するものとする。
- (2) 女性の登用については、「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」（平成 2 年 6 月 1 日施行）によるものとする。
- (3) 市職員は、法令に定めがある場合及び附属機関等の性質に照らしやむを得ない場合を除き、委員に選任しないものとする。
- (4) 市退職職員は、当該附属機関等の所掌事務や懇談会の意見聴取内容に密接な関連を有する団体を代表する者など特別な事情があると認められる場合を除き、委員に選任しないものとする。
- (5) 市議会議員は、法令に定めがあるなど特別な事情があると認められる場合を除き、委員に選任しないものとする。
- (6) 委員の在任期間は、委員就任時において通算して 10 年を超えないものとする。
- (7) 同一人を委員として選任できる附属機関等の数は、附属機関等に準ず

るものも含め5機関までとする。

2 前項第6号及び第7号の規定については、委員に選任しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しないことができる。

- (1) 当該附属機関の所掌事務や懇談会の意見聴取内容に密接な関連を有する団体を代表する者及びこれらに準ずると認められる者である場合
- (2) 専門的な知識、経験を有する者が他に得られない場合など特別な事情があると認められる場合

(委員の公募)

第6条 附属機関等の委員を選任する際には、その設置目的、審議内容等を勘案した上で、公募により選任された委員が含まれるよう努めるものとする。

(附属機関等の見直し)

第7条 既に設置されている附属機関等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 目的が既に達成されているもの
- (2) 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により著しく役割が低下してきたもの
- (3) 活動が著しく不活発なもの
- (4) 他の行政手段等により代替可能なもの
- (5) 設置目的や開催目的及び所掌事務等が他の附属機関等と類似又は重複しているもの
- (6) その他行政の簡素・効率化の見地から統合が望ましいもの

2 過去5年以上委員が任命されていない、また委員が任命されていても過去

3 年以上会議等が開催されていない附属機関等及び設置後 10 年以上経過した附属機関等については、前項に掲げる視点に照らし、原則、廃止するものとする。また、設置又は開催から 10 年以上経過した附属機関等については、前項に掲げる視点に照らし、その必要性を再検討するものとする。

(調整事項)

第 8 条 各局（本部及び室を含む）区（以下「局」という。）庶務担当課長は、当該局の附属機関等の設置等に関し、次の事項の調整を行うものとする。

- (1) 設置、廃止及び統合に関すること。
- (2) 委員の選任に関すること。

2 各局長は、新たに附属機関を設置又は懇談会を開催する場合又は既に設置されている附属機関や開催されている懇談会を廃止若しくは統合する場合には、行政改革マネジメント推進室を経由して総務企画局長に協議するものとする。

(附属機関等に準ずるもの)

第 9 条 附属機関等に準ずるものについては、この要綱の趣旨にのっとり附属機関等に準じた措置及び適正な運用を図るよう努めるものとする。

(雑則)

第 10 条 地方自治法第 174 条の規定に基づき、川崎市専門委員設置規則により設置されている専門委員についても、この要綱の趣旨にのっとり、適正な運用を図るよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 4 条及び第 5 条の適用については、附属機関等の委員の改選時から適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 2 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 4 条 3 号の適用については、委員の改選時から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。